

伊予市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画の背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの教訓に加え、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時には、災害廃棄物が大量に発生し、早期復旧の大きな阻害要因となることが懸念されていることから、伊予市地域防災計画に示される災害の特徴を考慮しながら、防災的観点から発災前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

環境省が示した「災害廃棄物対策指針（改定版）平成 30 年 3 月」（以下「指針」という）では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。」ことが求められている。なお、指針は、平成 30 年 3 月に、①近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応、②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③前記②を受けた平時の備えの充実をポイントに改定された。

「伊予市災害廃棄物処理計画」（以下「市処理計画」という）は、指針を参考に、愛媛県災害廃棄物処理計画や伊予市地域防災計画との整合を取り、災害廃棄物に起因する混乱を最小限にすることを目的として取りまとめたものである。



写真 1 水害により発生した災害廃棄物（平成 30 年 7 月豪雨災害 宇和島市）

2. 計画の位置づけ

市処理計画は、指針に基づき、愛媛県が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられる。また、本市の災害対策全般にわたる基本的な計画である「伊予市地域防災計画」及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「伊予市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

災害発生時には、被害状況等の情報収集を行ったうえで、市処理計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、市処理計画を基に災害廃棄物処理実行計画を取りまとめる。

3. 市処理計画で想定する災害

市処理計画では、県処理計画に準じ、想定する災害を南海トラフ巨大地震によるものとし、被害状況については「陸側ケース」のデータを用いる。

「陸側ケース」とは、南海トラフ巨大地震のうち、強震動生成域を陸域側の深い場所に設定したもので、本市では被害が最大となるケースである。

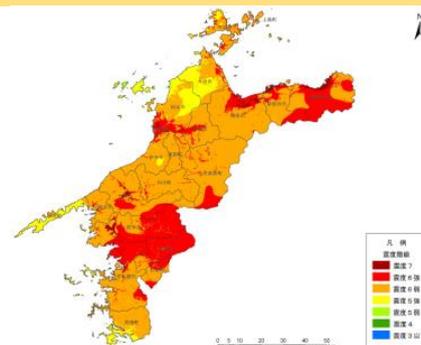


図 1 南海トラフ巨大地震震度分布図

4. 対象とする災害廃棄物

(1) 対象とする業務

災害廃棄物に関する業務は、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含む。

(2) 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする（本編表 1-5 及び表 1-6）。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。

(3) 災害廃棄物の発生量

本市の地震災害により発生する災害廃棄物発生量を推計すると、870,932 t となる。避難所で発生する生活ごみ量、市内に必要なし尿収集量及び仮設トイレ必要基数は、発災日から 1 日後に最大となり、表 1 の様に推計される。

表 1 災害廃棄物発生量の推計結果

南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	避難所 生活ごみ	し尿収集 必要量	仮設トイレ 必要基数
870,932 t (うち津波堆積物 153,120t)	4.8 t/日	36k1/日	238 基

5. 組織体制と役割分担

被災時における内部組織体制として、伊予市地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図 2 を基本とする。担当部署ごとの初動期における主な業務概要は、表 2 に示すとおり。

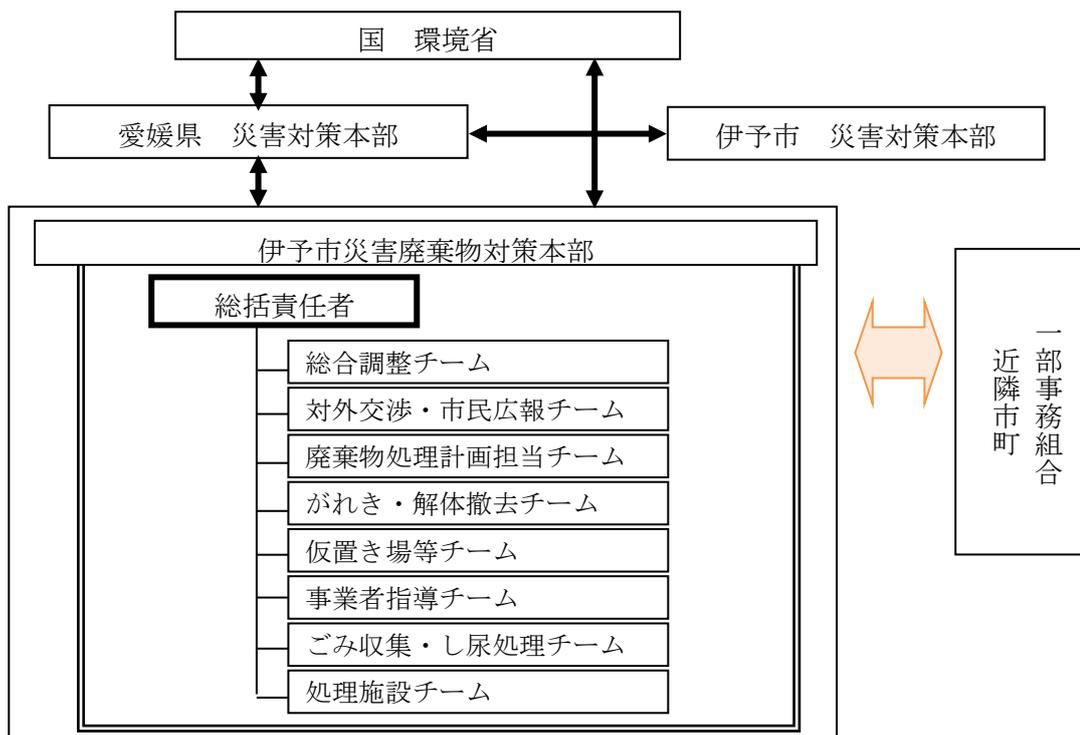


図 2 災害廃棄物対策における内部組織体制

表 2 発災後の初動期における主な業務概要

チーム	業務内容
総合調整	内外関係機関との連絡調整
	災害廃棄物等対策関係情報の集約及び進行管理
対外交渉・市民広報	災害廃棄物等対策の市民周知
廃棄物処理計画担当	がれき等発生量の算定
	収集運搬車輛・処理施設能力の算定および手配
	仮置場等の必要箇所
がれき・解体撤去	がれきの撤去
仮置場等	市民用仮置場の設置及び運営管理
	がれき搬入場の設置及び運営管理
事業者指導	収集運搬処理事業者指導
	不法投棄・不適正排出対策
ごみ収集・し尿処理	ごみ収集運搬の管理
	し尿収集運搬・処理の管理
処理施設	施設復旧の見込み、焼却炉立上時期の見極め、代替施設の検討、可燃ごみの受入等

6. 災害廃棄物処理

(1) 処理の検討

本市で発生した災害廃棄物は、可能な限り自区内処理を行う。

なお、早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標とする。

災害発生後、全般的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、処理スケジュールの見直しを行い、再構築する。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋の解体撤去、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

また、時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗などの状況が変化することから、適宜見直しを行い円滑な進行管理に努める。

(2) 収集運搬

市は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、必要な機材、収集運搬方法・ルート等について、平時に想定しておく。災害発生後、あらかじめ想定した収集運搬方法・ルートを基に、被災状況に応じて実施方法を決定する。なお、機材が不足する場合は、県に要請し、県内市町間や協定締結団体による支援を受ける。

(3) 災害廃棄物の処理可能量

本市の災害廃棄物処理可能量は、表3のとおり。

表 3 既存施設の災害廃棄物処理可能量の推計結果

施設	処理可能量
伊予地区清掃センター（焼却施設）	1,837 t/年

(4) 処理フロー

多様で多量の廃棄物は、一気に処理施設で処理することが困難なため、撤去された災害廃棄物

を一次仮置場で一時的に集積する必要がある。一次仮置場では多様で多量な災害廃棄物を資源化・減量化するため、再生利用が可能な品目はできるだけ分別して集積・保管することが重要である。一次仮置場で分別された災害廃棄物は、必要に応じて二次仮置場で破碎・選別などの前処理を行った後、再生利用先や処理・処分先へと移送される。

(5) リサイクルの促進

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用する。

7. 仮置場の設置、運営

(1) 仮置場の設置

平時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。発災後は以下の事項を踏まえ、関係課と協議の上、速やかに仮置場開設場所を決定する。

- ①被災状況（災害の規模・種類、被災場所、災害廃棄物発生量等）
 - ②優先すべき事項（人命救助、自衛隊の野営所、避難所、応急仮設住宅等）の利用見込
- 想定地震発生時に必要となる仮置場の必要面積は、20.8haと推計される。

(2) 仮置場の運営管理

仮置場開設後は以下の事項に留意し、仮置場を管理運営する。

- ①入場者管理（不法投棄、便乗ゴミの防止）
- ②災害廃棄物の分別・搬出管理
- ③仮置場及び災害廃棄物による環境影響対策

(3) 排出ルールと市民広報

仮置場を開設する際には、自治会と連携しながら、市民に対し、以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、市が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

- ・仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ・分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）
- ・仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害ごみ、引火性のもの等）
- ・災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書、罹災証明書等）

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や広報の強化地域を設定する。

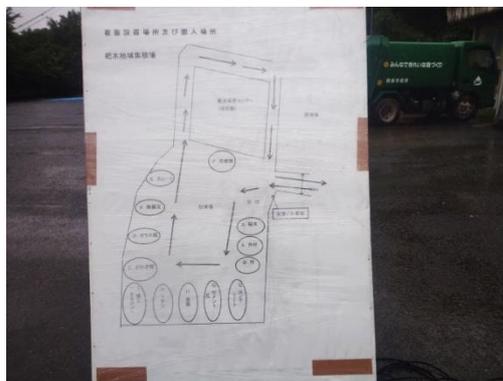


写真2 災害廃棄物一次仮置場例（平成29年九州北部豪雨災害 朝倉市 平成29年7月）